

「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針

～ 中学校部活動の地域移行全面実施を目指した

‘休日における部活動の段階的な地域移行’～

対象期間 令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



令和6(2024)年3月

栃木市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 国及び県の方針	2
2 国及び県の方針を踏まえた地域クラブ活動への移行の全体像	4
3 市の中学校部活動を取り巻く現状や課題	5
4 市の基本的な考え方	7
5 市・学校・運営団体の役割と移行の流れ	9
6 地域クラブ活動の基本的な実施内容	10
7 具体的課題と今後の取組	12
8 推進体制について	16
終わりに	17
参考資料	18

表紙挿絵 令和 5 年度に実施した実践研究での
地域クラブ活動の様子

右上：吹上中学校 女子卓球

左上：吹上中学校 女子ハンドボール

右下：大平中学校 女子バドミントン

左下：大平中学校 陸上競技

はじめに

栃木市では、これまで市教育委員会が策定した「栃木市立中学校部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 2 月策定）に基づき、適切な部活動の運営に向けた取組を推進してきました。

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の子どもたちが自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、子どもたち同士や子どもたちと教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かん}に資するなど、学校という環境における子どもたちの自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進行する中、学校規模も縮小し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、子どもたちや保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。また、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備する必要があります。

そこで、市といたしましては、国や県の方針等を踏まえ、スポーツや文化芸術活動を通した子どもたちの健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しながら、本市の部活動の地域移行を円滑に進めるためには、段階を踏まえて推進する必要があることから、その初期段階として、中学校部活動の休日における地域移行に関する方針である「栃木市版 部活動の地域移行 基本方針」を策定するものです。

I 国及び県の方針

市における取組を進める上で、国及び県の方針等を整理しました。

〔国の方針〕

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(スポーツ庁 令和4年6月)

「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」(文化庁 令和4年8月)



【目指す姿】

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツや文化芸術に継続的に親しむことができる機会を確保する。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることが本質である。スポーツの力で、活力ある社会と絆の強い社会創りを目指していく。その際、地域単位の活動においても部活動の意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにする。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにもつながる。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保する。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

【方向性】

- 第一段階として、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
- 移行の目標期間として、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とする。
- 平日の部活動移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。
- 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む。
- 地域のスポーツ団体・文化芸術団体等と学校との連携・協働を推進する。

【課題への主な対応(国の対応)】

- 運営団体等の整備充実・・・財源確保の検討
- 指導者の確保・・・指導者資格の取得や研修の実施の促進、教師等の兼職兼業、人材バンク
- 施設の確保・・・学校体育施設活用に係るルールの策定
- 大会の在り方・・・大会主催者に対し、地域の団体等の参加も認めるよう要請
- 会費・保険の在り方・・・困窮する家庭への費用の支援方策の検討
- 関連諸制度等の在り方・・・学習指導要領について、次期改訂時の見直しに向けた検討

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
(令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁)



- 休日における地域クラブ活動への移行・・・令和5年度から令和7年度までの3年を「改革推進期間」として、休日の学校部活動の段階的な地域移行を進めるが、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととする。
- 地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に取り組むこととする。

〔県の方針〕

栃木県教育委員会では、国の方針を踏まえ、「とちぎ部活動移行プラン（令和5年3月）」を策定しました。本プランでは、以下の目標が示されました。

【基本目標】

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標】

令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

2 国及び県の方針を踏まえた地域クラブ活動への移行の全体像

学校や運営団体、行政の三者の連携により、持続可能な体制の構築及び環境の整備に取り組みつつ、段階的に地域移行を進めていきます。

【学校部活動】		【地域クラブ活動】	
位置付け	学校教育の一環 〔教育課程外の学校教育活動〕	位置付け	社会教育の一環 〔学校と地域が連携して行う活動〕
運営団体(※1) 実施主体(※2)	学校	運営団体 実施主体	多様な組織団体 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会、スポーツ少年団 各種競技団体、プロチーム 民間事業者、大学、文化活動協議会 文化芸術団体、保護者会 地域学校協働本部 等
対象	当該校の生徒	対象	当該校の生徒 地域の生徒 ◎地域や学校の実情に応じて 〔令和8年度から〕
主な指導者	当該校の教員 部活動指導員	主な指導者	地域指導者 ◎教員の兼職兼業(※3)を含む 〔令和7年度から〕
活動場所	当該校の施設	活動場所	学校施設、社会教育施設 公共スポーツ・文化施設 地域団体・民間事業者等が有する施設
活動日	平日4日、休日1日	活動日	休日1日 ◎平日は、原則学校部活動
活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度	活動時間	3時間程度
費用	部活動運営費 保護者会費 等	費用	市費で負担〔令和6・7年度〕 ◎令和8年度から、受益者負担を検討していく
補償	災害共済給付	補償	傷害保険等(学校教育活動外の活動のため) 市費で負担〔令和6・7年度〕
責任	学校	責任	運営団体
指導者の報酬等	休日の学校部活動は特殊 業務手当	指導者の報酬等	運営団体が報酬を設定

【学校部活動の地域連携】 (合同部活動や部活動指導員等の配置)	
運営団体	学校
対象	関係校の生徒
主な指導者	部活動指導員 関係校の教員
活動場所	関係校の施設
費用	部活動運営費 保護者会費 等
補償	災害共済給付

- ※1 運営団体…各地域クラブ活動を統括する団体・組織のこと
 ※2 実施主体…個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブのこと
 ◎運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられます。
 ※3 兼職兼業…休日の地域クラブ活動の指導を希望する教員につきましては、地域団体の業務に従事することになるため、教育委員会が認める「兼職兼業」という許可を得る必要があります。許可を得た場合、地域スポーツ指導者として指導を行い、報酬を受けることができます。

3 市の中学校部活動を取り巻く現状や課題

(1) 生徒数について

【表1】市立中学校の全生徒数の推移

平成30年度	令和5年度	令和10年度
3988人	3743人	3122人 ※

※ 児童・生徒数等推計調査より

・市の生徒数については、令和5年までの5年間で、生徒数が約250人(6.1%)減少しています。また、今後5年間で、約620人(16.6%)減少することが予想されます。

(2) 中学校部活動加入率について

【表2】市立中学校における部活動加入率の推移

平成30年度	令和5年度
89.9%	86.4%

資料：県教育委員会 部活動調査(栃木市データ)より

・市の学校部活動加入率については、令和5年までの5年間で、3.5%減少しており、今後も減少傾向にあると考えられます。

(3) 地域スポーツクラブ等加入生徒数について

【表3】市立中学校における地域スポーツクラブ等加入生徒数の推移

平成30年度	令和5年度
520人	605人

資料：県教育委員会 県部活動調査(栃木市データ)より

・市の地域スポーツクラブ等加入生徒数については、令和5年までの5年間で、85人増加しています。
・この背景には、少子化による部員数の減少や生徒・保護者等のスポーツ・文化芸術活動への多様なニーズに対して、学校部活動のみでは対応ができない状況になっていることがうかがえます。

(4) 合同チームで参加する運動部活動数について

【表4】県中体連主催大会への合同チームで参加する運動部活動数の推移

平成30年度	令和5年度
10部活	17部活

・団体種目の部活動について、大会参加における最低人数が確保できず、合同チームを組んで出場している部活動は、5年間で7部活増加しています。今後も増加傾向にあると考えられます。

(5) 中学校教員の時間外勤務時間について

【表5】市立中学校教員の月あたりの時間外勤務時間の平均

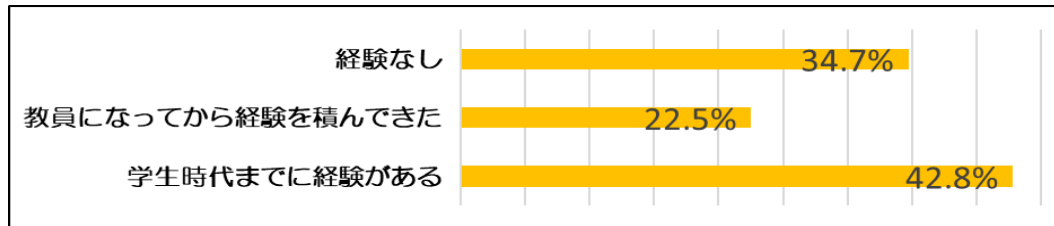
令和2年度	令和3年度	令和4年度
55時間29分 (46時間57分)	54時間46分 (46時間24分)	57時間36分 (46時間24分)

()内は、「市立小学校教員の月あたりの時間外勤務時間の平均」を示しています。

・市では、「栃木市版 先生の働き方改革ガイドライン(改訂版)」において、「時間外勤務時間月45時間以内の教職員の割合を100%にする。」ことを目標に、働き方改革を推進しています。中学校教員と小学校教員の時間外勤務時間を比較した際、大きな開きがある要因の1つに、部活動指導が挙げられます。

(6) 部活動顧問の活動経験の有無について

【図1】現在担当する部活動の活動経験について



資料:教員の部活動に関する意向調査結果(令和4年7月県実施調査:栃木市集計)より

・「初めて担当する部であり、これまでの活動経験がない。」という教員が部活動顧問をしている割合は、全体の1/3を占めています。これらの教員にとっては、部活動指導がとても大きな負担となっている現状があります。

(7) 部活動指導の負担感について

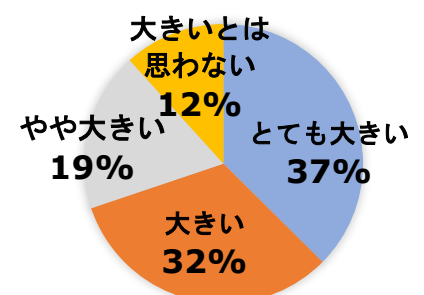
・「部活動顧問の負担感は、どのくらいだと思いますか。」の問いに、「とても大きい」「大きい」と答えた顧問の割合は、約7割(69.8%)にのびります。

【図2】部活動指導の負担感の状況

○「負担に感じること」の要因について(回答の多い順)

- ① 時間的拘束が長い
- ② 慣れない部活動の指導
- ③ 保護者の期待

資料:教員の部活動に関する意向調査
(令和4年7月 県教育委員会実施) 栃木市集計結果より



これらの学校部活動を取り巻く環境の変化は全国各地で生じており、従前と同様の運営体制のままだでは維持することは難しく、現在成立している学校や地域においても、今後立ち行かなくなる可能性が十分に考えられます。

市でも、各地域において持続可能な「生徒にとって、望ましい地域クラブ活動環境」の整備に取り組むことが必要になります。

4 市の基本的な考え方

〔本基本方針の趣旨〕

市立中学校の生徒が、少子化の中でも、将来にわたりスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する観点に立ち、これまで学校教育活動の一環として行ってきた学校部活動の中で、休日における活動を地域クラブ活動として実施できるよう環境を整備するため策定するものです。

地域クラブ活動の環境の整備にあたっては、学校部活動の教育的意義を地域クラブ活動においても継承・発展できるよう留意します。

また、学校における働き方改革の推進、つまり、教職員の負担軽減を図ることで、教職員が心身ともに充実し、子どもたちのための業務に専念できる環境をつくります。そして、本市教育の質の向上につなげていきます。

〔本基本方針の位置づけ〕

本基本方針は、スポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、及び栃木県教育委員会による「とちぎ部活動移行プラン」を参酌し、「栃木市立中学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、スポーツや文化芸術活動を通した生徒の健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、市立中学校の休日における運動部活動の段階的な地域移行を円滑に進めるための方針として位置付けるものです。

〔本基本方針の方向性〕

- 将来的な中学校部活動の地域移行「全面实施」を見据え、その第一段階として、「休日における部活動の段階的な地域移行」を進めていきます。
- 各地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すこととします。
- 学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備します。
- 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも着実に取り組みます。
- 各校の実情に応じて、「部活動指導員」の適切な配置や「合同部活動」の導入等を推進し、当面は、「学校部活動」と「地域クラブ活動」を併存させながら、生徒の活動機会を保障していきます。
- 当面は、「運動部活動」における地域移行を進めていきます。「文化部活動」については、運動部活動の地域移行の取組における成果や課題を踏まえたうえで、整備した運営体制をもとに、順次進めていきます。

〔本基本方針の目標及び期間〕

生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ活動の場を持続可能なものにするとともに、学校部活動から地域クラブ活動へ段階的に移行するための最初のステップとして、本プランの目標を次のとおりとします。

（基本目標）

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境
づくりに取り組みます。

（活動目標）

短期目標

令和7(2025)年度までに、市の全ての公立中学校の休日の運動部活動を
2つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

長期目標

令和10(2028)年度までに、市の全ての公立中学校の休日の運動・文化
部活動を全て、地域クラブ活動にすることを目指します。

5 市・学校・運営団体の役割と移行の流れ

地域クラブ活動を展開するにあたっては、市・学校・運営団体がそれぞれの役割を担い、連携・協働しながら推進していくことが不可欠です。

(1) 役割

【市の役割】

○教育総務課

- ・国・県の方針を踏まえた市の方針の決定及び基本方針の策定（令和6年3月）
- ・推進協議会や企画調整チーム等の組織・運営
- ・学校や関係団体・機関との連携・協働のもと、地域の実情に応じた地域移行の推進
- ・地域クラブ活動の充実に向けた検証・改善
- ・受益者負担となった際の経済的に困窮する世帯への支援方策の検討 等

○スポーツ課・文化課

- ・事業の協働
- ・スポーツ・文化芸術団体等の活動への支援
- ・団体設立援助
- ・指導者育成（研修会等の実施）
- ・人材バンクの構築及び充実 等

【運営団体の役割】

- ・市、学校、生徒・保護者と連携した休日の地域クラブ活動の運営
- ・指導者人材の確保・育成、指導者派遣
- ・指導者育成（研修会等の実施）
- ・安全管理
- ・学校や部活動顧問との連絡調整、情報共有（クラブコーディネーター※によるサポート） 等

※クラブコーディネーター…学校と運営団体、部活動顧問と地域指導者の連絡調整や生徒・保護者との連絡等を行う。

【学校の役割】

- ・自校の部活動の在り方の検討
- ・市の方針を踏まえ、市やスポーツ・文化芸術団体と連携した主体的な地域移行への取組
- ・スポーツ・文化芸術団体への学校部活動運営のノウハウの伝授
- ・スポーツ・文化芸術団体、地域指導者との連絡調整、情報共有
- ・地域スポーツ・文化芸術活動との調整を行う窓口の設置 等

(2) 移行の流れ

	市	運営団体	中学校
①予算の確保	予算案の作成		
②方針等の作成	基本方針の策定	運営規則等の作成	
③運営団体の確保	運営団体との契約	契約締結	連携・協力
④指導者の確保	指導者確保の支援	指導者の確保	連携・協力
⑤連携体制の構築	団体・学校との連携調整	クラブコーディネーターの配置	運営団体との連携
⑥広報・啓発	広報資料の作成	運営の説明	説明会等の開催
⑦クラブ活動開始	活動状況の把握 活動の検証・改善	クラブ活動の運営	クラブ活動の実施 活動状況の把握

6 地域クラブ活動の基本的な実施内容

市では、スポーツ庁における令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業の指定を受け、栃木市立吹上中学校及び大平中学校の2校を実践モデル校として、休日における運動部活動を地域へ移行する実践研究に取り組みました。その際に、モデル団体として、総合型地域スポーツクラブのとちぎスマイルコミュニティ及び栃木スポーツネットの2団体が実践研究に参画しました。

栃木市運動部活動の地域移行検討会議における実践研究の検証・改善を踏まえ、以下に示した基本的な実施内容を原則として、事業を拡充していきます。

- (1) 実施期間 9月～3月〔次年度継続の地域クラブ活動においては、4月から実施可能〕
※3年生が引退し、新チーム体制となる9月から開始する。
- (2) 指導者 ・スポーツ団体・文化芸術団体に所属する指導者を地域指導者とする。
・該当校の対象部活動に専属の地域指導者を派遣する。
- (3) 参加生徒 ・当該校の生徒
※令和8年度以降、地域や学校の実情により、活動が学校単位から地域単位になる場合は、参加生徒が「地域の生徒」となることも考えられる。
- (4) 活動日 ・土・日曜日のどちらか1日〔月4回程度・祝日も可・年間回数の上限有〕
・活動時間は、概ね3時間程度とする。
- (5) 活動場所 学校施設及び近隣社会体育施設・文化施設
- (6) 生徒の安全管理 けがや事故等の緊急時は、緊急時対応マニュアルにて適切に対応する。
- (7) 大会等の対応 校外での練習試合や中体連主催以外の大会参加は、原則、地域指導者が引率する。
※引率対応ができない場合、あるいは、顧問が引率した方がよい場合は、顧問が「部活動」として引率することも可能とする。
※各種大会における規約等によっても対応が異なるため、不明な場合は学校・クラブ団体・市教委で検討していく。
- (8) 参加費用 指導者への謝金等及び生徒の傷害保険加入料については、本実証事業が国の補助金対象事業として実施するため、原則、保護者から活動会費等は徴収しない。
※令和6・7年度は、市費で負担する。
- (9) 保険 傷害保険等に参加
※地域クラブ活動は、学校の教育活動外になるため、日本スポーツ振興センターの補償対象外となる。
※令和6・7年度は、市が加入手続きを行い、市費で負担する。

○ 部活動の段階的な地域移行推進のロードマップ

→ 地域移行を開始する時期（9月）を示す。
※ 新チームの活動開始時期

実証事業の推進	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
運動部活動 【実証事業の推進】 ○モデル校の拡充 （市立中学校：13校）	2校4部活	全体で7校11部活	全体で13校26部活 部活動指導員の名簿を 作成	「学校単位」から 「地域単位」の活 動にしていけるこ とも考えられます。
文化部活動 【実証事業の推進】 ○実施に向けた環境整備 ○実証事業の実施				

人材確保	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
【指導者の確保・資質向上】 ○スポーツ団体との連携 ○指導者の確保・育成 ○人材バンクの充実 ○部活動指導員の活用 等				
【兼職兼業の運用】 ○考え方の整理 ○教員の理解促進 （説明会の開催／希望調査の実施） ○兼職兼業の運用				

保護者への理解促進	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
【事業の理解促進】 ○市による説明会実施 （年度始・実施校ごと）				
【費用負担の理解促進】 ○負担額・支援策の検討 ○啓発活動 （資料配付・説明会開催等）				

7 具体的課題と今後の取組

課 題①

「地域移行の受け皿としての運営団体の拡充や指導者の確保」について

《具体的課題》

○受け皿としての運営団体（総合型地域スポーツクラブ等）の拡充

- ・ 現存団体の組織化の充実
- ・ 新規団体の立ち上げの促進

○指導者人材の確保

- ・ 高い専門性や資質・能力を有する指導者の確保
- ・ 若い世代の指導者の確保及び育成
- ・ 広域でのネットワークの構築
- ・ スポーツ協会・文化活動協議会との連携
- ・ 大学等との連携（学生の活用）
- ・ 企業や地域との連携
- ・ 人材バンクの活用

《取 組》

○受け皿としての運営団体の拡充

受け皿としての運営団体の拡充は、本事業における最重要課題のひとつです。新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、生徒の幅広いニーズに応じた多種多様な種目に取り組める活動の提供が期待できる「総合型地域スポーツクラブ」を中心に推進していきます。

また、運営団体・実施主体として、スポーツ少年団やスポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、地域の文化芸術団体等が考えられます。

市は、これらの多様な団体同士が、互いに連携し情報共有することで、各団体の組織化の充実が図れるよう支援します。

○指導者人材の確保

生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動環境を整備するためには、高い専門性や資質・能力を有する指導者の確保をしていくことは欠かせません。令和5年度の実証事業では、優れた地域指導者の指導により、生徒の技術とともに顧問の指導力の向上が図られました。市としては、前述の多様な団体と密な連携を図り、団体を通して優れた人材を確保していきます。

また、部活動指導員や外部指導者、過去に部活動指導に携わった元指導者等の人材確保に努めるとともに、指導者の質の保障として、市主催の研修会を開催し、国のガイドラインに対する理解促進等を図ります。

課 題②

「学校と運営団体の連携強化」について

《具体的課題》

○指導の一貫性の確保

- ・生徒目線での指導の在り方（生徒の安心感につながる指導体制）
- ・顧問と地域クラブ指導者との連携（指導方針・考え方・指導法等の相互理解）

○地域移行における部活動の教育的意義の継承・発展

- ・学校部活動の教育的意義や役割の継続

《取 組》

○指導の一貫性の確保

平日と休日の指導者が異なるので、生徒の安心感につなげていくための一貫性のある指導体制を構築することが非常に重要になります。

そこで、活動開始前の1か月程度を移行期間とし、部活動顧問と地域指導者で指導を行ったり、打合せをしたりする機会を数回設けることで、指導方針・指導方法等のすり合わせや適切な生徒理解を行います。また、定期的に打合せをする機会を設け、指導方針等のすり合わせや活動状況の共有をすることで、一貫性のある指導体制を構築します。

さらに、指導内容や生徒の様子を記載した活動日誌を活用することで、日々の指導状況を把握し、指導の一貫性を保ちます。

○地域移行における部活動の教育的意義の継承・発展

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義や役割を有してきました。この意義や役割を、地域クラブ活動に継承していく必要がありますので、地域指導者対象の研修会等を開催し、理解促進を図ります。

課 題③

「生徒・保護者への理解促進」について

《具体的課題》

○生徒・保護者への理解促進について

- ・啓発の方法や内容

○保護者の負担について

- ・受益者負担の在り方
- ・受益者負担にする時期

《取 組》

○生徒・保護者への理解促進について

本事業内容等について、啓発資料の配付や説明会において理解促進を図ります。

○保護者の負担について

令和8年度以降は、国の補助金の有無により、保護者に費用負担を求めることも考えられます。負担額については、活動の維持・運営に必要な範囲内で、運営団体等と連携して可能な限り低廉な会費を設定したり、送迎面の配慮を行ったり等の支援をします。

また、経済的に困窮する家庭の生徒の活動への参加費用の支援等に取り組みます。

課 題④

「教職員の兼職兼業」について

《具体的課題》

○教職員の兼職兼業について

- ・ 開始時期及び対象条件の整理
- ・ 活動の具体的内容（従事する場所 等）

《取 組》

○教員の兼職兼業について

国が示す手引きや「とちぎ部活動移行プラン」等を参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、令和6年度に規程や運用の改善を行い、市内小中学校の教職員への理解促進を図り、令和7年度の本事業に関われるよう準備をしていきます。

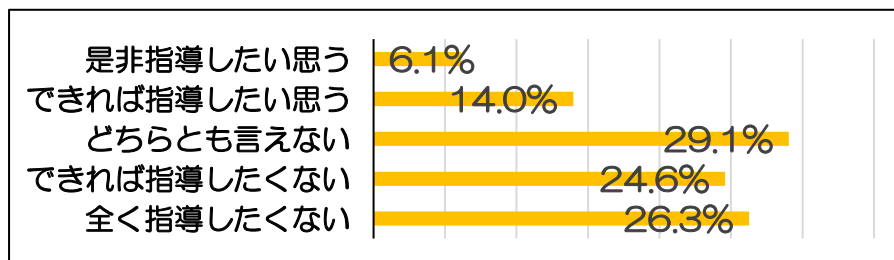
また、市が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可をします。

さらに、地域のスポーツ・文化芸術団体は、教職員を指導者として雇用等する際には、異動や退職等があっても当該教員が当該団体等において指導を継続する意向の有無や居住地等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意します。

その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、市教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努めます。

参 考 市内中学校教員における兼職兼業での休日指導の希望について

【図】教員の兼職兼業による地域クラブ指導に対する参画意向



資料：教員の部活動に関する意向調査（令和4年7月県教委実施） 栃木市集計結果より

- ・ 教職員の兼職兼業による地域指導者としての参画が期待されるが、調査結果によると、市内中学校教職員の約2割（20.1%）が参画を望んでいる一方、約半数（50.9%）が参画を望まない現状があります。

課 題⑤

「市が目指す全体像」について

《具体的課題》

○地域移行が目指す全体像について

- ・ 市が目指す形の確立
- ・ 段階的な設定
- ・ 全面移行の在り方

《取 組》

○地域移行が目指す全体像について

最終目標としている「中学校部活動の地域移行全面实施」を目指し、今回第一段階として「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針を策定し、休日における部活動の段階的な地域移行を着実に進めていきます。

また、令和８年度以降の国の動向に注視しながら、本基本方針を更新し、平日も地域移行とする全面实施に向かって、令和 11 年度からさらなる取組を進めていきます。

なお、地域の実情によっては、平日と休日を一体とした推進は、可能なところから実施していきます。

8 推進体制について

本基本方針策定後、その方針や計画の実現を図るため、地域の実情に応じた地域移行に取り組むことを目的に、「部活動地域移行推進会議」を編成するとともに、下部組織として、関係機関・団体との連携・調整や地域クラブ活動の環境整備を図ることを目的に、「部活動地域移行推進会議 企画調整チーム」を編成します。

(1) 部活動地域移行推進会議 【令和6年度から】

【構成】 中学校長代表、スポーツ団体代表（クラブ、スポーツ協会 等）、文化芸術団体代表
PTA代表、行政関係者 等

【役割】

- ・ 地域における連携・協働体制の構築
- ・ 地域クラブ活動の取組状況の把握及び課題に対する対応の検討
- ・ 企画調整チームの取組に対する助言 等

(2) 部活動地域移行推進会議 企画調整チーム 【令和6年度から】

【構成】 学校関係者、スポーツ団体・文化芸術団体担当
教育総務課・学校教育課・文化課・スポーツ課担当 等

【役割】

- ・ 地域移行の際の関係機関・団体との調整
- ・ 実践研究の取組状況の把握と課題に対する対応の検討
- ・ 研修会等の企画
- ・ 取組内容についての広報・啓発 等

終わりに

学校部活動に関しましては、本基本方針の中でも触れましたとおり、スポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じた社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

一方、昨今の急速な少子化に伴い、現在の学校での部活動では、学校によっては団体種目など存続することも困難であるとともに、子どもたちの多様なニーズに応えることができない状況が生じております。また、部活動の運営については、これまで教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや指導経験がない教員にとって多大な負担となっています。

このような状況を踏まえ、市としましては、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で体験機会を確保する必要があると考えています。

現在、その第一歩としまして、中学校部活動の段階的な地域移行を目指して取り組んでいるところであり、さらに、この学校部活動の改革を契機に、中学生にとどまらず、小学生をはじめ様々な世代が参加できる地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図っていきます。

今後とも、「地域の子どもたちは地域全体で育てる」という観点に立ち、学校・家庭・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら学校部活動の円滑な地域移行に取り組み、着実な実施を図るとともに、国や県の動向に注視し、本基本方針につきましては、適宜必要な見直しを行っていくこととします。

【参考資料】

○ 栃木市運動部活動の地域移行検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における運動部活動の地域移行に関する基本的な方針を策定するに当たり、広く意見を求めるため、栃木市運動部活動の地域移行検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は、15人以内の参加者をもって構成する。

2 検討会議の参加者は、次に掲げる者のうちから栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。

- (1) 市立学校の教職員を代表する者
- (2) 市立学校のPTAを代表する者
- (3) 市内のスポーツ団体を代表する者
- (4) 地域振興部長
- (5) 教育次長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(依頼期間)

第3条 検討会議の参加者として依頼する期間は、依頼の日から運動部活動の地域移行に関する基本的な方針の策定の日までとする。

(招集)

第4条 検討会議は、教育委員会が招集する。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に、座長及び副座長1人を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、検討会議の会議の進行、調整等を行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 栃木市運動部活動の地域移行検討会議 参加者名簿

【令和４年度】

	氏 名	役 職 名	備 考
1	大阿久 敦	栃木東中学校 校長	座 長
2	岩瀬 明雄	栃木南中学校 校長	
3	北條 誠	吹上中学校 校長	
4	廣田 昌英	大平中学校 校長	
5	竹光 志津也	栃木西中学校 PTA 会長	
6	中新井 悟	岩舟中学校 PTA 会長	
7	茅島 有子	栃木市スポーツ協会 副会長	
8	須藤 庄次	栃木スポーツネット理事長	副座長
9	野口 清	栃木スポーツネット 事務局長	
10	武井 択也	とちぎスマイルコミュニティ 代表	
11	小平 啓佑	とちぎスマイルコミュニティ 事務局長	
12	永島 勝	栃木市地域振興部長	
13	名淵 正己	栃木市教育委員会事務局教育次長	

【令和５年度】

	氏 名	役 職 名	備 考
1	関口 哲夫	栃木西中学校 校長	
2	石田 正彦	皆川中学校 校長	座 長
3	北條 誠	吹上中学校 校長	
4	廣田 昌英	大平中学校 校長	
5	竹光 志津也	栃木西中学校 PTA 会長	
6	中新井 悟	岩舟中学校 前 PTA 会長	
7	茅島 有子	栃木市スポーツ協会 副会長	
8	須藤 庄次	栃木スポーツネット 理事長	副座長
9	野口 清	栃木スポーツネット 事務局長	
10	武井 択也	とちぎスマイルコミュニティ 代表	
11	小平 啓佑	とちぎスマイルコミュニティ 事務局長	
12	石川 交子	栃木市地域振興部長	
13	金井 武彦	栃木市教育委員会事務局教育次長	

○ 栃木市運動部活動の地域移行検討会議の協議事項

〔第1回〕 令和4年12月19日（月）

- ・「栃木市運動部活動の地域移行」推進計画について
- ・令和5年度の具体的取組内容について

〔第2回〕 令和5年2月6日（月）

- ・前回会議からの課題整理
- ・具体的課題への意見交換
- ・令和5年度実証事業について

〔第3回〕 令和5年6月8日（木）

- ・第2回会議の整理（具体的課題と今後の取組）
- ・「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針（骨子案）の意見交換について
- ・令和5年度実証事業の進め方等について

〔第4回〕 令和5年10月23日（月）

- ・実証事業の中間検証について
- ・次年度の実証事業の方向性について
- ・「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針（案）について

〔第5回〕 令和5年12月19日（火）

- ・今年度事業の検証・改善及び次年度事業について
- ・「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針（案）について

〔第6回〕 令和6年1月29日（月）

- ・県アンケート調査集計結果について
- ・「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針（案）について

「栃木市版 部活動の地域移行」基本方針

令和 6 (2024) 年 3 月

発行 栃木市教育委員会

【お問合せ先】 教育総務課 教育政策係

TEL 0282-21-2467

FAX 0282-21-2689